

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第32号 宇治市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（予防課）…2

公 告

- 公告第66号 市有土地の売払いに係る条件付一般競争入札（管財課）…6

消 防 本 部

- 訓令甲第2号 宇治市火災予防規程 8
○訓令甲第3号 宇治市消防公務証及び消防職員証に関する規程の一部を改正する規程14

公 営 企 業

- 告示第15号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始14

規 則

宇治市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第32号

宇治市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市火災予防条例施行規則（昭和55年宇治市規則第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市火災予防規則

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条第1項中「「令」を「政令」に改める。

第5条から第8条までを削り、第8条の2中「第8条の3第1項」を「条例第8条の3第1項」に改め、同条を第5条とし、第8条の3を第6条とし、第9条第1項ただし書中「別記様式第4号の3」を「別記様式第3号」に改め、同条第2項中「危険物政令」を「危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）」に、「危険物規則」を「危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）」に改め、同条を第7条とし、第10条中「の規定による」を「に規定する」に、「者に」を「者に喫煙等禁止場所指定通知書（別記様式第4号）により」に改め、同条を第8条とし、第11条中「署長」を「所轄消防署長（以下「署長」という。）」に改め、同条を第9条とし、第11条の2第2項中「別記様式第4号の4」を「別記様式第5号」に、「提出して行うものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第3項を削り、同条を第10条とし、第12条第1項各号列記以外の部分中「令」を「政令」に改め、同項第1号中「令」を「政令」に、「消防用設備等」を「法第17条第1項に規定する消防用設備等（政令第7条第3項第4号に掲げる非常警報器具、同条第4項第1号に掲げる避難器具並びに同項第2号に掲げる誘導灯及び誘導標識を除く。）」に改め、同条第2項中「防火対象物使用開始届出書（別記様式第5号）を、消防長を、防火対象物使用開始・変更届出書（別記様式第6号）を消防長に、「提出して行うものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により提出された届出書のうち、消防長又は署長が内容を審査し、別に定める届出済印を押して返付した届出書は、当該届出に係る防火対象物又は防災管理対象物において保管し、消防職員が求めたときは、提示しなければならない。

第12条を第11条とし、第12条の2を削り、第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（火を使用する設備等の設置の届出）」を付し、同条第1項各号列記以外の部分中「第13号」を「第14号」に、「署長」を「消防長又は署長」に、「提出して行うものとする」を「提出しなければならない」に改め、同項第2号中「燃料電池発電設備・変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書」を「急速充電設備・燃料電池発電設備・変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とし、第14条に見出しとして「（水素ガスを充填する気球の設置の届出）」を付し、同条第1項中「第44条第14号」を「第44条第15号」に、「充てんする気球の設置の届出」を「充填する気球の設置の届出」に、「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に、「提出して行うものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第14条 条例第45条各号に掲げる火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める届出書によつて行わなければならない。ただし、同条第1号、第4号及び第5号に係る届出については、当該届出書の提出に代えて口頭により行うことができる。

- (1) 条例第45条第1号に掲げる行為 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（別記様式第11号）
- (2) 条例第45条第2号に掲げる行為 煙火打ち上げ・仕掛け届出書（別記様式第12号）
- (3) 条例第45条第3号に掲げる行為 催物開催届出書（別記様式第13号）
- (4) 条例第45条第4号に掲げる行為 水道断水・減水届出書（別記様式第14号）
- (5) 条例第45条第5号に掲げる行為 道路工事届出書（別記様式第15号）
- (6) 条例第45条第6号に掲げる行為 露店等の開設届出書（別記様式第15号の2）

2 前項第1号の届出書は当該行為を行う日の前日までに、同項第2号、第3号及び第6号の届出書は当該行為を行う日の5日前までに、同項第4号及び第5号の届出書は当該行為を行う日の3日前までに署長に2通提出しなければならない。

第15条を削り、第15条の2第2項中「提出して行うものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第4項を削り、同条を第15条とする。

第16条第1項から第3項までの規定中「提出して行うものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第4項を削る。

第16条の2第1項中「提出して行うものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 消防長は、前項の申出によりタンクを検査した場合において、当該タンクに条例第46条第1項に規定する危険物又は指定可燃物を貯蔵することができると認めるときは、タンク検査済証（別記様式第16号の5）を交付するものとする。

第16条の2の2第1項中「令」を「政令」に改める。

第16条の3第1項各号列記以外の部分中「規則」を「消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）」に、「次の」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第2項中「の基準」を「に掲げる基準」に改め、「法第8条の2の2第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定による」を削り、「規則」を「省令」に改める。

第16条の4中「規則」を「省令」に改める。

第17条第1項第1号中「以下、最小湿度35パーセント以下で」を「以下で、最小湿度35パーセント以下であつて、かつ」に改め、同条第2項を削る。

第20条第1項中「規則」を「省令」に改める。

第21条から第24条までを削り、第25条中「必要な」を「必要な」に改め、同条を第21条とする。

別表中「第9条」を「第7条」に、「第8条の3第1項」を「条例第8条の3第1項」に、「充てんする」を「充填する」に、「第33条第3項において準用する場合」を「条例第33条第3項において準用する場合」に改める。

別記様式第3号から別記様式第4号の2までを削り、別記様式第4号の3中「第9条」を「第7条」に改め、同様式を別記様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号(第8条関係)

喫煙等禁止場所指定通知書

第 年 月 日

様

宇治市消防長

宇治市火災予防規則第8条の規定により、次の場所を喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所として指定します。

防火対象物	名称	
	所在地	
喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所		
その他必要な事項		

別記様式第5号及び別記様式第6号を削り、別記様式第4号の4中「第11条の2」を「第10条」に、

「住所」を

(電話番号)

氏名(法人の場合は、名称及び代表者)

防火担当者

住所

(電話番号)

氏名

「住所

氏名

電話番号

防火担当者

住所

氏名

電話番号

「

を削

※受付欄	※経過欄

り、同様式の備考第1項中「該当する□には、レ印を記入する」を「法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入する」に改め、同様式の備考第2項中「※印欄は、記入しない」を「該当する□には、レ印を記入する」に改め、同様式を別記様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第6号(第11条関係)

防火対象物使用開始
変更 届出書

年 月 日

宇治市宛て

届出者
住所
氏名
電話番号

所在地	電話番号
-----	------

名称	
用途	消防法施行令別表第1()項
敷地面積	平方メートル
棟数	棟
防火管理者氏名	
建築確認年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号
その他必要事項	

防火対象物棟別概要

棟(テナント)別名称		消防法施行令別表第1()項						
用途		消防法施行令別表第1()項						
主要構造部		□耐火構造 □準耐火構造 □その他()						
建築物の構造		□鉄筋コンクリート □鉄骨 □木 □その他()						
種別		新築・増築・改築・用途変更・その他						
建築面積		平方メートル	延べ面積		平方メートル			
工事着手年月日		年 月 日	使用開始年月日		年 月 日			
階別	床面積 (平方メートル)	用途	収容人員 (従業員含む。) (人)	消防用設備等の概要				必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
合計								
特殊消防用設備等								

備考

- 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 建築基準法施行規則に規定する確認申請書(建築物)第三面【12. 建築物の数】のうち、【イ. 申請に係る建築物の数】に計上されている棟数分の防火対象物棟別概要を作成して添付すること。
- 防火対象物の配置図、各階平面図、立面図及び消防用設備等の設計図書(消火設備、避難設備及び警報設備の配置図を含む。)を添付すること。

別記様式第7号中「第13条」を「第12条」に、「消防署長様」を「宛て」に、

「住所」(電話番号)を

氏名

「住所」に、

氏名

電話番号

「」を「」に、

m ²	平方 メートル
----------------	------------

「」を

電話番号

「」に改め、

電話番号

「」

「」を削

※受付欄	※経過欄

り、同様式の備考中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別記様式第8号中「第13条」を「第12条」に、
「燃料電池発電設備」を
「変電設備設置届出書」
「発電設備」
「蓄電池設備」
「急速充電設備」に改め、「消防署長」を削り、
「燃料電池発電設備」
「変電設備設置届出書」
「発電設備」
「蓄電池設備」

「

電話番

」を
「

電話番号

」に改め、
「

※受付欄	※経過欄

」を削

り、同様式の備考第3項中「欄には」を「欄には、急速充電設備」に改め、同備考中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別記様式第9号中「第13条」を「第12条」に、「消防署長様」を「宛て」に、
「住所（電話番号）を氏名」
「住所に、氏名」
「電話番号」

「

所在地	電話番号
-----	------

」を
「

所在地	電話番号
-----	------

」に、
「

住所	電話番号
----	------

」を
「

住所	電話番号
----	------

」に改め、
「

※受付欄	※経過欄

」を削

り、同様式の備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別記様式第10号中「第14条」を「第13条」に、「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に、「

けい留

」を「

係留

」に、「充てん又は」を

「充填又は」に、「

直列	並列
----	----

」を「

直列・並列

」に改め、
「

※受付欄	※経過欄

」を削

り、同様式の備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。
別記様式第11号中「第15条」を「第14条」に改め、
「

※受付欄	※経過欄

」を削

り、同様式の備考第3項を削る。
別記様式第12号中「第15条」を「第14条」に改め、
「

※受付欄	※経過欄

」を削
り、同様式の備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別記様式第13号中「第15条」を「第14条」に、「様」を「宛て」に、
「住所（電話番号）を氏名」
「住所に、氏名」
「電話番号」
「

㎡

」を「

平方メートル

」に、
「

名	人
---	---

」を「

名	人
---	---

」に改め、
「

※受付欄	※経過欄

」を削

り、同様式の備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。
別記様式第14号中「第15条」を「第14条」に、「様」を「宛て」に、
「住所（電話番号）を氏名」
「住所に改め、氏名」
「電話番号」
「

※受付欄	※経過欄

」を削

り、同様式の備考第2項中「※印欄は、記入しない」を「断水又は減水区域の略図を添付する」に改め、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第15号中「第15条」を「第14条」に、「様」を「宛て」に、
「住所（電話番号）を

[illegible]

別記様式第16号の4中「 様」を「宛て」に、																																																																																																						
「住所（電話番号）を																																																																																																						
氏名																																																																																																						
「住所に改め、																																																																																																						
氏名																																																																																																						
電話番号																																																																																																						
「																																																																																																						
<table><tr><td>※受付欄</td><td>※経過欄</td><td>※手数料欄</td></tr><tr><td></td><td>検査年月日 検査番号第号</td><td></td></tr></table>			※受付欄	※経過欄	※手数料欄		検査年月日 検査番号第号																																																																																															
※受付欄	※経過欄	※手数料欄																																																																																																				
	検査年月日 検査番号第号																																																																																																					
」																																																																																																						
を削り、同様式の備考第4項を削る。																																																																																																						
別記様式第16号の6を次のように改める。																																																																																																						
別記様式第16号の6（第16条の3関係）																																																																																																						
防火対象物点検票																																																																																																						
その1																																																																																																						
<table><tr><th rowspan="2">点検項目</th><th colspan="2">点検結果</th><th rowspan="2">状況及び措置内容</th></tr><tr><th>判定</th><th>不備内容</th></tr><tr><td rowspan="30">火を使用する設備・器具等</td><td>炉</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>風呂釜</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>温風暖房機</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>厨房設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>ボイラー</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>ハートゾ</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>壁付暖炉</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>乾燥設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>サウナ設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>簡易湯沸設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>給湯湯沸設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>燃料電池発電設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>掘りこたろ</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>ヒートポンプ</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>冷暖房機</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>火花を生ずる設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>放電加工機</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>変電設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>急速充電設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>内燃機関を原動力とする発電設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>蓄電池設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>ネオン管灯設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>舞台装置等の電気設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>避雷設備</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>水素ガスを充填する気球</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>火を使用する設備に附属する煙突</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>液体燃料を使用する器具</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>固体燃料を使用する器具</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>気体燃料を使用する器具</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>電気とする熱器具</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>火災の発生のおそれのある器具</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr></table>			点検項目	点検結果		状況及び措置内容	判定	不備内容	火を使用する設備・器具等	炉	☐ 適 ☐ 否		風呂釜	☐ 適 ☐ 否		温風暖房機	☐ 適 ☐ 否		厨房設備	☐ 適 ☐ 否		ボイラー	☐ 適 ☐ 否		ハートゾ	☐ 適 ☐ 否		壁付暖炉	☐ 適 ☐ 否		乾燥設備	☐ 適 ☐ 否		サウナ設備	☐ 適 ☐ 否		簡易湯沸設備	☐ 適 ☐ 否		給湯湯沸設備	☐ 適 ☐ 否		燃料電池発電設備	☐ 適 ☐ 否		掘りこたろ	☐ 適 ☐ 否		ヒートポンプ	☐ 適 ☐ 否		冷暖房機	☐ 適 ☐ 否		火花を生ずる設備	☐ 適 ☐ 否		放電加工機	☐ 適 ☐ 否		変電設備	☐ 適 ☐ 否		急速充電設備	☐ 適 ☐ 否		内燃機関を原動力とする発電設備	☐ 適 ☐ 否		蓄電池設備	☐ 適 ☐ 否		ネオン管灯設備	☐ 適 ☐ 否		舞台装置等の電気設備	☐ 適 ☐ 否		避雷設備	☐ 適 ☐ 否		水素ガスを充填する気球	☐ 適 ☐ 否		火を使用する設備に附属する煙突	☐ 適 ☐ 否		液体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否		固体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否		気体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否		電気とする熱器具	☐ 適 ☐ 否		火災の発生のおそれのある器具	☐ 適 ☐ 否	
点検項目	点検結果			状況及び措置内容																																																																																																		
	判定	不備内容																																																																																																				
火を使用する設備・器具等	炉	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	風呂釜	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	温風暖房機	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	厨房設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	ボイラー	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	ハートゾ	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	壁付暖炉	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	乾燥設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	サウナ設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	簡易湯沸設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	給湯湯沸設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	燃料電池発電設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	掘りこたろ	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	ヒートポンプ	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	冷暖房機	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	火花を生ずる設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	放電加工機	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	変電設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	急速充電設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	内燃機関を原動力とする発電設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	蓄電池設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	ネオン管灯設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	舞台装置等の電気設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	避雷設備	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	水素ガスを充填する気球	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	火を使用する設備に附属する煙突	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	液体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	固体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	気体燃料を使用する器具	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	電気とする熱器具	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
火災の発生のおそれのある器具	☐ 適 ☐ 否																																																																																																					
<table><tr><th rowspan="2">点検項目</th><th rowspan="2">適用される火を使用する設備等</th><th colspan="2">点検結果</th><th rowspan="2">状況及び措置内容</th></tr><tr><th>判定</th><th>不備内容</th></tr><tr><td rowspan="2">火を使用する設備等</td><td rowspan="2">条例第17条の3の適用</td><td>☐ 適</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 否</td><td></td><td></td></tr></table>			点検項目	適用される火を使用する設備等	点検結果		状況及び措置内容	判定	不備内容	火を使用する設備等	条例第17条の3の適用	☐ 適			☐ 否																																																																																							
点検項目	適用される火を使用する設備等	点検結果			状況及び措置内容																																																																																																	
		判定	不備内容																																																																																																			
火を使用する設備等	条例第17条の3の適用	☐ 適																																																																																																				
		☐ 否																																																																																																				
<table><tr><th rowspan="2">点検項目</th><th rowspan="2">適用される火を使用する器具等</th><th colspan="2">点検結果</th><th rowspan="2">状況及び措置内容</th></tr><tr><th>判定</th><th>不備内容</th></tr><tr><td rowspan="2">火を使用する器具等</td><td rowspan="2">条例第22条の2の適用</td><td>☐ 適</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 否</td><td></td><td></td></tr></table>			点検項目	適用される火を使用する器具等	点検結果		状況及び措置内容	判定	不備内容	火を使用する器具等	条例第22条の2の適用	☐ 適			☐ 否																																																																																							
点検項目	適用される火を使用する器具等	点検結果			状況及び措置内容																																																																																																	
		判定	不備内容																																																																																																			
火を使用する器具等	条例第22条の2の適用	☐ 適																																																																																																				
		☐ 否																																																																																																				
防火対象物点検票																																																																																																						
その2																																																																																																						
<table><tr><th rowspan="2">点検項目</th><th colspan="2">点検結果</th><th rowspan="2">状況及び措置内容</th></tr><tr><th>判定</th><th>不備内容</th></tr><tr><td rowspan="6">火の使用に関する制限等</td><td>喫煙等</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>がん具用煙火</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td>化学実験室等</td><td>☐ 適 ☐ 否</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">作業中の防火管理</td><td>☐ 適</td><td></td></tr><tr><td>☐ 否</td><td></td></tr></table>			点検項目	点検結果		状況及び措置内容	判定	不備内容	火の使用に関する制限等	喫煙等	☐ 適 ☐ 否		がん具用煙火	☐ 適 ☐ 否		化学実験室等	☐ 適 ☐ 否		作業中の防火管理	☐ 適		☐ 否																																																																																
点検項目	点検結果			状況及び措置内容																																																																																																		
	判定	不備内容																																																																																																				
火の使用に関する制限等	喫煙等	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	がん具用煙火	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	化学実験室等	☐ 適 ☐ 否																																																																																																				
	作業中の防火管理	☐ 適																																																																																																				
		☐ 否																																																																																																				
	<table><tr><th rowspan="2">点検項目</th><th colspan="2">点検結果</th><th rowspan="2">状況及び措置内容</th></tr><tr><th>判定</th><th>不備内容</th></tr><tr><td rowspan="2">少量危険</td><td>指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</td><td>☐ 適</td><td></td></tr><tr><td></td><td>☐ 否</td><td></td></tr></table>			点検項目	点検結果		状況及び措置内容	判定	不備内容	少量危険	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	☐ 適			☐ 否																																																																																							
点検項目	点検結果		状況及び措置内容																																																																																																			
	判定	不備内容																																																																																																				
少量危険	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	☐ 適																																																																																																				
		☐ 否																																																																																																				

危険物等	指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	☐ 適		
		☐ 否		

点検項目	適用される 少量危険物等	点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
少量危険物等 条例第34条の3の適用		☐ 適		
		☐ 否		

備考
1 「判定」の欄は、適正な場合は「適」の□にレ印を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ印を記入するとともに、「不備内容」の欄にその内容を記入してください。
2 「状況及び措置内容」の欄は、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入してください。
3 該当のない点検項目については、「状況及び措置内容」の欄に「該当なし」と記入してください。

別記様式第19号中「様」を「宛て」に、
「申請者住所」を
（電話番）
職業
氏名 ㊞
「申請者」に改め、
住所
氏名 ㊞
電話番号
職業
「」を削り、

※ 処 理 経 過 欄	
----------------	--

同表の備考第2項を削る。
別記様式第20号中「様」を「宛て」に、
「住所」（電話番）を
氏名
「住所」に改め、
氏名
電話番号
「」を削

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- り、同様式の備考第2項を削る。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市火災予防条例施行規則の規定により基づいてした通知、認定その他の行為は、改正後の宇治市火災予防規則の相当規定に基づいてなされた通知、認定その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の宇治市火災予防条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

公 告

宇治市公告第66号

市有土地の売払いに係る条件付一般競争入札について
宇治市市有土地の売払について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年12月24日
宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物件

物件所在地	地目	地積（登記簿）	予定価格
大久保町平盛30番4	宅地	1585.88㎡	187,133,840円

売払いは、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても、売払代金の精算は行わない。

- 2 売払方法
一般競争入札による。
- 3 入札参加資格を有しない者
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 令和3年度宇治市有土地売払入札実施要領の内容を承諾せず、遵守できない者
- (6) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

- 4 入札参加資格の確認
本入札に参加しようとする者は、6(5)に定める申込みに必要な書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに申込みに必要な書類を提出しない者及び入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- 5 入札参加申込書等の配布
- (1) 配布方法
手渡し又は宇治市ホームページからのダウンロード
- (2) 配布場所（手渡しの場合）
宇治市総務部管財課（宇治市役所地階）
- (3) 配布期間（手渡しの場合）
令和4年1月17日（月）から同年2月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (4) 配布時間（手渡しの場合）
午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

- 6 入札参加申込
- (1) 申込方法 書面の持参による申込み（郵送、FAX、メール等による申込みは不可）
- (2) 申込場所 宇治市総務部管財課（宇治市役所地階）
- (3) 申込期間 令和4年1月17日（月）から同年2月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (4) 申込時間 午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで
- (5) 申込みに必要な書類 「令和3年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に記載の書類

- 7 留意事項
- (1) 入札希望者は、令和3年度宇治市有土地売払入札実施要領及び土地売買契約書並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。

- (2) 入札手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

8 現地下見会

下見場所 (物件所在地と同じ。)	下見日時
大久保町平盛30番4	令和4年2月4日（金） 午後2時から午後3時まで

現地下見を希望する場合は、令和4年2月3日（木）午後5時までに宇治市総務部管財課まで連絡して予約すること。

9 関係図書の縦覧

- (1) 縦覧場所 宇治市総務部管財課（宇治市役所地階）
(2) 縦覧期間 令和4年1月17日（月）から同年2月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
(3) 縦覧時間 午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

10 入札保証金等

- (1) 入札に参加する者は、入札保証金を宇治市発行の納付書で、宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関から宇治市に納付しなければならない。
(2) 入札保証金の額は、入札者が見積もる金額の100分の3以上（1円未満切上げ）の金額とする。
(3) 入札保証金の納付期間は、令和4年1月17日（月）から同年2月17日（木）までとする（宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関の休業日を除く。）。
(4) 入札保証金は落札者を除き、入札終了後、入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。落札者に係る入札保証金は契約保証金に、契約保証金は売払代金に充当するものとする。
(5) 入札保証金には、利子を付さない。

11 入札

- (1) 日時 令和4年2月24日（木） 午後2時
(2) 場所 宇治市役所8階 大会議室
(3) 必要書類等 「令和3年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に記載の書類等
(4) 入札は、入札当日に配布する所定の入札書により行うものとする。
(5) 次のような場合、委任状を提出しなければならない。
・入札者が代理人をもって入札する場合
・共有で入札するときの共有代表者以外の者が入札する場合
なお、重複代理人は認めない。

12 入札書の書き方

- (1) 入札書には、入札者の住所及び氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人が入札する場合は代理人の印を押印するものとする。
(2) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入するものとする。
(3) 入札書の記入には、鉛筆、シャープペンシルその他訂正が容易な筆記用具を用いてはならない。

13 入札書の書換え禁止等

入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

14 入札の無効事由

3に定める入札参加資格を有しない者のした入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 代理人の権限を証する書面を提出せず宇治市の確認を得ないで代理人がした入札
(2) 指定の時刻までに提出しなかった入札

- (3) 所定の入札書によらない入札
(4) 入札保証金を納付していない者の入札
(5) 入札保証金が入札金額の100分の3（1円未満切上げ）に満たない入札
(6) 予定価格を下回る額の入札
(7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
(8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
(9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
(10) 入札金額を訂正した入札
(11) 金額以外の訂正で訂正印のない入札
(12) 入札者又は代理人が同一の物件について、1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
(13) 入札に関し、不正の利益を得るために、連合その他の不正な行為をした者の入札
(14) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
(15) 令和3年度宇治市有土地売払入札実施要領に違反した入札

15 開札

開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

16 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、宇治市が定める売払予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
(2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

17 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは最高入札金額を入札者に知らせるものとする。

18 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
(2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

19 入札保証金の帰属

落札者が契約を締結しないとき（落札後、3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。

20 危険担保

落札者は、面積その他物件説明書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

21 契約の締結

- (1) 宇治市と落札者との売買契約は、宇治市の指定する期日までに、宇治市総務部管財課において、土地売買契約書により締結するものとする。
(2) 落札者は、契約締結と同時に、売払代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額を契約保証金として納付し、宇治市の指定する期日までに、売払代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部